

日行連発第 761 号
平成 29 年 11 月 6 日

各单位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 遠田 和夫
許認可業務部
部長 矢野 浩司

中山間地域等直接支払制度について（周知等協力をお願い）

農林水産省では、農業生産条件が不利な中山間地域等において、農地の耕作放棄地化を未然に防ぐこと等を目的として、中山間地域等直接支払制度（第 4 期）を実施しています。

今般、「中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（以下、「運用」という。）」が改正され、「集落協定は、交付金に係る事務の一部を行政書士等の当該集落協定以外の者に委託することができる。」とする旨の規定が追加されました（運用第 11 の 3「事務の委託」）ので、お知らせいたします（別添①参照）。

農地法許可申請をはじめとする農業関連業務に従事する行政書士が、本制度の活用を働きかけることで、地域農業の振興・活性化、農業の有する多面的機能の維持・発揮を通じた国民生活への寄与、風光明媚な田園風景等の景観維持等をはじめとする社会活動への貢献につながり、我々行政書士の社会的地位は更に向上していくと考えております。

つきましては、貴会におかれましては、本制度を所属会員に対して周知いただくとともに、都道府県・市区町村等のご担当者様を講師とする研修会の実施をはじめとした普及啓発活動の実施について、前向きにご検討いただきたくご協力の程よろしくお願い申し上げます。

また、本制度の概要については、会報掲載記事に加え、別添②から⑤の資料をお送りします。なお、本制度パンフレットを、下記の農林水産省HPからダウンロードいただけますので、併せてご参照ください。

記

【別添】

- ①平成 29 年度 中山間地域等直接支払実施要領、要領の運用改正の概要
- ②『月刊日本行政』H29.5 月号（No.534）掲載記事
- ③中山間地域等直接支払制度の概要
- ④交付金に係る年間スケジュール - 新規の協定集落における書類整理・作成 -
- ⑤事業計画書、協定書等の記載イメージ

【農林水産省HP】

- ・中山間地域等直接支払制度とは（制度パンフレット）

http://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/s_about/index.html

以上

平成 29 年度中山間地域等直接支払実施要領、要領の運用改正の概要

1. 交付金の実施の規定

個別協定についての規定

交付金の交付対象者として、認定新規就農者は、これまで認定農業者等として、運用上認めていたが、対象者を明確にするため、今回、認定新規就農者を明記。

【要領の第 6 の 1 (2)】

2. 超急傾斜農地保全管理加算の規定

(1) 交付額の加算についての規定

超急傾斜農地保全管理加算について、集落協定が農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項を実施しない場合、又は、個別協定が農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項を実施しない場合であっても、適用することができる規定に変更。

【要領の第 6 の 3 (2)】

(2) 超急傾斜農地保全管理加算で生産される農作物の販売促進等

農作物のブランド化や戦略的な販売に向けた取組として、市町村等と協力して実施するものも含む規定を追加。

【要領の運用第 8 の 3 (2)】

3. 事務の委託の規定

事務の委託

集落協定は、交付金に係る事務の一部を行政書士等に委託することができる旨の規定を追加。

【要領の運用第 11 の 3】

4. 交付金交付の評価の規定

交付金交付の評価

中間年評価の実施を、状況に応じて機動的に行えるようにするため、市町村が行う平成 29 年度の実施状況の確認と併せて行う規定を削除。

【要領の運用第 17 の 1 (1)】

改正後	現行
<p>第1～第7 (略)</p> <p>第8 交付額</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 超急傾斜農地保全管理加算</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 実施要領第6の3の(2)のイの(イ)の「超急傾斜農地の保全等の取組」は、次のア及びイのそれぞれについて、例示する取組を参考に、地域の実態に応じて協定に定めて行う取組とする。</p> <p>ア 超急傾斜農地の保全</p> <p>石積み等法面の補修、耕作道やほ場進入路等の農作業安全対策の実施、団地外への土壌流出防止対策の実施等</p> <p>イ 超急傾斜農地で生産される農作物の販売促進等</p> <p>農産物のブランド化や戦略的な販売に向けた取組等</p> <p>(3) (略)</p> <p>4～5 (略)</p> <p>第9～第10 (略)</p> <p>第11 交付金の会計経理</p> <p>1～2 (略)</p>	<p>第1～第7 (略)</p> <p>第8 交付額</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 超急傾斜農地保全管理加算</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 実施要領第6の3の(2)のイの(イ)の「超急傾斜農地の保全等の取組」は、次のア及びイのそれぞれについて、例示する取組を参考に、地域の実態に応じて協定に定めて行う取組とする。</p> <p>ア 超急傾斜農地の保全</p> <p>石積み等法面の補修、耕作道やほ場進入路等の農作業安全対策の実施、団地外への土壌流出防止対策の実施等</p> <p>イ 超急傾斜農地で生産される農作物の販売促進等</p> <p>農産物のブランド化や戦略的な販売に向けた取組等</p> <p>(3) (略)</p> <p>4～5 (略)</p> <p>第9～第10 (略)</p> <p>第11 交付金の会計経理</p> <p>1～2 (略)</p>
<p>3 事務の委託</p> <p>集落協定は、交付金に係る事務の一部を行政書士等の当該集落協定以外の者に委託することができる。</p>	<p>(新設)</p>
<p>4 会計経理の適正化</p> <p>交付金の交付を受けた集落協定代表者は、次の事項に留意して会計経理を行うものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>	<p>3 会計経理の適正化</p> <p>交付金の交付を受けた集落協定代表者は、次の事項に留意して会計経理を行うものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>
<p>5 抽出検査の実施</p> <p>地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）及び都道府県知事は、毎年度、対象協定の中から抽出して証拠書類等についての検査を行うとともに、必要に応じて現地確認を行うものとする。</p>	<p>4 抽出検査の実施</p> <p>地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）及び都道府県知事は、毎年度、対象協定の中から抽出して証拠書類等についての検査を行うとともに、必要に応じて現地確認を行うものとする。</p>
<p>第12～第16 (略)</p> <p>第17 交付金交付の評価</p> <p>1 実施要領第13の1の「交付金の評価」は、以下のとおり実施する。</p> <p>(1) 中間年評価は、平成30年6月末までに実施する。</p>	<p>第12～第16 (略)</p> <p>第17 交付金交付の評価</p> <p>1 実施要領第13の1の「交付金の評価」は、以下のとおり実施する。</p> <p>(1) 中間年評価は、<u>市町村が行う平成29年度の</u>実施状況の確認に併せて行い、<u>平成30年6月末までに</u>実施する。</p>
<p>2～3 (略)</p> <p>第18 (略)</p> <p>附則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>附則</p> <p>1 この改正は、<u>平成29年4月1日から施行する。</u></p>	<p>2～3 (略)</p> <p>第18 (略)</p> <p>附則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(新規)</p>